

平成30年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成30年9月14日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書提出について
- 第 2 議員派遣の件について
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
石	原	光	浩	書			記

---

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時02分 開議]

---

◎保留答弁

○小島幸典議長 日程に入る前に、総務課長から発言の申し出がありましたので、許可します。

関口総務課長。

○関口春彦総務課長 それでは、お時間をいただきまして、昨日の質問のご回答をいたします。

まず、財産に関する調書4ページの土地及び建物の表のうち、普通財産の旧邑楽町役場用地34平方メートルについてですが、旧役場庁舎の用地は、役場が現在地に移転した後に中野小学校用地として所管替えを行いました。その際に公函等の調査、確認を行ったところ、道路部分に所在する土地1筆が判明いたしまして、その土地については、中野小学校への所管替えを行わなかったため、旧役場用地としてそのまま調書に残ってしまった用地でございます。今後適正な所有区分で管理をいたしたいというふうに考えております。

次に、実績報告書14ページの投資的事業の実績内訳額の表の中の都市計画費の額と、別の資料になります都市計画税の与える都市計画事業に要する経費の表の金額が合わない理由ですが、実績報告書につきましては、決算統計で算出した数字となりまして、普通会計が対象となっております。都市計画税が与える都市計画事業に要する経費では、都市計画税を充てている事業の内容となっておりますので、一般会計のほか下水道事業特別会計も含まれています。表の政策の目的が違うために対象となる経費の細かい間違いもありますが、大きな理由としましては、下水道事業特別会計の事業費が実績報告のほうには入っていないということによる差でございます。

以上でございます。回答がおくれ申しわけございませんでした。

---

◎日程第1 発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書提出について

○小島幸典議長 日程第1、発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

黒田重利議員。

[1番 黒田重利議員登壇]

○1番 黒田重利議員 発議第2号について趣旨の説明を申し上げます。

各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係機関に対しまして、群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書を提出するものであります。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化などさまざまな改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取り組みの実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含むさまざまな症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取り扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 この意見書の提出につきまして何点か提出者にお聞きをしていきたいと思っております。

この意見書にかかわる審議どころは議会運営委員会ということで、議会運営委員会の中でしっかりと審議がなされて、そしてこういった意見書の提出というふうな運びになったと思っております。

まず、1点目として、議会運営委員会の中で何を論点にこの意見書提出に至った、そういった議論の中心になったようなものは何かというところがまず1点。

そして、2点目として、特定機能病院の承認、これがされるということは、まずどういうことなのかということが2点目。

3点目に、現状はこの承認が取り消されているということで、この承認取り消しにおいて、この群馬大学病院でお世話になっている患者さんたちにどのようなデメリット、マイナス面が生じているのかと。また、群馬大学病院そのものにおいても、この承認取り消しにおいてどのような不都合が生じているかと、まず3点お聞かせをいただきたいと思います。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 まず、1点目の議会運営委員会での議論についてということですが、この意見書をいただきまして、皆さんの意見として聞いて、意見書を出しましょうという話になったのは、群馬大学病院、特定機能病院ということで取り消されてしまったということは、まず地域医療ということが守られなくなってくるだろう。なぜなら、内容の中に人材育成というところで皆さんが困っていると。医師の数が足りなければ地域医療も守られなくなってしまうだろうということは、私たちの方向性であれば、近くにある病院に群馬大学病院のほうから先生が来ていただけないということは、これはまずもってよくないことであろうということから議論は始まりました。結果、その内容プラス、できることができないということはよくないということで、特定医療病院の意見書を提出するという方向になりまして、意見書を提出ということになりました。

承認されるとどうということということですが、昨日、群馬県の医務課のほうから課長に説明をしに来ていただいたとおり、特定機能病院の役割として承認されると高度医療の提供、高度医療に関する研修、高度医療の技術の開発、評価、人材育成などということが可能になるということです。ただ、それはいろんな病院が手を挙げたからできるというわけでもなく、40床以上、診療科16以上、手厚い人員配置、医療安全管理体制等々いろいろありまして、それをまとめた上で手を挙げていただいているということでございます。承認されてどうということかとすると、それが承認されると受けられるということになると思います。

あともう一つ、取り下げられた場合のデメリットということですが、取り下げられたデメリットということは、先ほど最初に申しましたが、要するに高度な医療、先進医療、そういったことを受ける機会が少なくなってしまう、これはもちろん患者さんに対してですが、受けられなくなってしまう。先ほども言いました人材育成のところですか、そのところで研修がきかない、そうすると下の新しい医師たちが育ちづらいと。育ててもらって、たくさん育ていただければ、いろんなところに地域医療として行っていただけると、そういうことができなくなってしまうというのがデメリットだと思います。

病院でのデメリットということは、今言ったように高度医療の提供はできない。できないわけではなくてしづらい。あと、医療に関する研修もしづらい。もちろん人材育成もままならないと。先ほど読み上げました意見書の趣旨についての中にも、「難治性疾患を含むさまざまな症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが」とあります。これがしづらくなっていくと。余計今以上にしづらくなっていくのではないかとというデメリットだと思います。

以上です。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 全く認識が違ってきます。まず、数字で言えば40床以上、400です。違います。40床以上の病床と。40ではないでしょう、400です。40なんてのはその辺にざらざらあります。数の間違いはともかくとして、まず私が聞いた、この特定機能病院の承認を受けるということは、どういうことかということは、国から、1万以上もある日本中にある病院の中で、この病院は最高の設備を備えて最新の医療技術の提供をできる病院だというお墨つきをもらうということですか。よろしいですか。承認を得るということはそういうことです。この病院は、国が認める最高の設備を誇る最高の医療技術を提供できる病院だという認定をされるということなのです。群馬県では当然この群馬大学病院だけです、そういう承認を受けていたのは。

そして、提出者から、いろんなことができなくなる、そんなことは何にもありません。私が、患者さんについてどんなデメリットがありますかという話には、残念ながらお答えがありませんでした。地域の方たちが不自由をするなど、そんなことは一切ありません。承認を受けていようと取り消されようと、今までどおりの診療状態は続いております。外来の受け付けや入院患者、手術、全て承認をされていたときと同じような診療は受けております。患者さんが直接受けるようなデメリットは何もありません。よろしいですか。何も無いのです。そして、病院側がどのようなデメリットがあると。いろいろ言っていました。研修医の受け入れが難しくなるとか高度医療の研究がしづらくなるとか、そういうことも一切ありません。やっていいのです。承認を取り消されたからそういうことをやってはいけないというような決まりは一切ありませんから、全てやってもいいのです。一番大事なことは、この承認を受けていると国から年間3億円の補助金が来ると、これがカットされてしまうと、そういうことなのです。

私は、何もこの群馬大学病院の特定機能病院の承認を再度してもらおうということに、当然反対をするものではありません。一県民として一日も早く早期承認をしてもらうことには賛成であります。しかし、この意見書が問題なのです。こういった意見書を我々医療、全く中身のわからない者が、果たして国が下した判断に対して出していいものか悪いものか、そういったところをまず審議をしていただきたいというふうに思っています。

そして、議会運営委員会の中できちんとした審議はしたのだと、こういうことを論点にという話をしましたけれども、この意見書は、送られてきた早期承認を求める意見書、出たものと全く同じ文章であります。これを検討するに当たって、参考資料としてこの病院を監査した監査報告書と一緒に送付をされてきております。この監査報告書も議会運営委員会の皆さんできちんと読み込んだ上で審議をしたのですか、そこがまず1点。

それと、早期承認を再度してもらおう、これには当然条件がつくと思います。どのような条件をクリアすれば再承認をしていただけたらと思っていますか。まさか意見書が出れば再承認をされると、

そんなふうに思っている人は一人もいないと思います。再承認をしていただくにはそれなりの条件があるはずであります。どのような条件が必要であるかというのが2点目。

まず、特定機能病院の承認ということがどういうことかということぐらいは、提出者はしっかりと認識をしていただいて、その上で意見書は出すべきです。それはわかっていないのだからしょうがないとして、今言った議会運営委員会の中でこの監査報告書、送られてきています。だから、いろんなことが書いてあります。これをしっかりと読み取りをして、その上できちんとした議論がされたのかどうか。また、再承認を求める、認めてもらう、当然それに必要な条件があると思います。この条件が果たしてクリアをされているのかいないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 まず最初、監査報告書をよく読んで皆さんと話をしたのかということですが、私たちにいただいた報告内容、その他はお話をいたしました。それと、その話の中で、今回説明を受けさせていただいた県の医務課の方のお話になるのですが、その方のお話を一番最初に松村委員がお話してくれていました。その話も伺いました。その中で、この特定機能病院の意見書を出すということになるのに、ではこれとこれをやりましょうといったことで説明が必要であると。これは、私たちもよくわからないことがあるだろうということで、前回、県の医務課の課長に来ていただいて、皆さん全員で説明会を受けたと思っております。監査報告書をよく読んだかといえば、私たちに預けられたその報告内容と会議の内容は、合致していたと思います。

あと条件、どうやったら特定機能病院になるかという条件ですが、私はそこに携わっている人ではありませんので、はっきりとはわからないのですが、私がいただいている資料の中で、時系列ごとに話をいたしますと、平成27年6月、特定機能病院承認を取り消されるというところから、どうしたら再承認していただけるのかというところから始まった内容が第三者事故調査委員会、それから病院改革委員会等々を立ち上げ、いろいろ採点、要するにそこからいただいた最終提言でしょうか、いろんなことをいただいて病院、監査委員会、最終的には病院監査委員会が5月31日に要望したという流れだと思っております。この流れの中でクリアをしなければいけないと。最低限ここをやっていこうと、これは絶対必要だということが監査報告の内容にいろいろ記されております。全部言うわけにはいかないと思いますので、というより結構な資料になってしまいますので、どれを説明しようというのにもならないのですが、どれも大事なので。簡単に言えば、専門機関の委員会の方たちが専門的に、この病院はこれが足りない、こういうことをやっていかないとまた同じことが起きてしまう、そういったことを病院外部から委嘱をされた委員たちが、これはこうしたほうがいいよああしたほうがいいよという話し合いのもと、全てまとめて監査委員に報告、監査委員が信頼回復をしていただいたと、こういうことをやっていけば信頼回復ができたということを念頭に置いてこれをお願いいたしますという感じで5月31日に出ていると私は思っております。

○小島幸典議長 田部井健二議員。



○12番 田部井健二議員 何をどう言っているのか全く答えにも何もなっていません。まず私が聞いた1点目、この意見書と一緒に送られてきたこの監査報告書、これを議会運営委員会の中でしっかりとみんなで読み取って、そして審議をしたかという問いにも答えていません。そういうことをやったのですかやらないのですか。

県の医務課から説明に来たのは当然知っています、私も参加していますから。それは、この議論が出てからおかしな点がいっぱいあるということで、県の医務課から説明に来ていただいてじかに説明を受けようという話です。でも、議会運営委員会というのは、もうその前、医務課から説明に来る前2回ほどこの点について審議がされているわけでしょう。議会が始まる当日、正式にこの定例会の日程を決める、その1週間ほど前の議会運営委員会、2度ばかりこの意見書にかかわる話は、議会運営協議会の中でされてるいるわけです。だから、そのときにこの意見書もきちんと読み取って、踏まえた上でそういう判断をされたのですかという話を1点目に聞いています。全く答えていない。言っているのは、県から来て説明を受けて、この報告書の中にいろいろあるけれども、どれも大事なので何を言っているかわからない、そういう話をしているのです。あなたは提出者なのです。もう少し我々が納得のできる、そういう答弁をいただかないと話が進んでいかないではないですか。私のほうに答えを言わせるのですか。もう一度しっかりと議会運営委員会の中で、一緒に送付をされてきたこの監査報告書、これもちゃんと皆さんに配って、みんなできちんと読み取って、その上で審議をしたのかどうかというのが1点目です。

そして、再承認を受けるということには、当然それなりの条件がつくはずですよ。だから、どの条件をクリアをしているのだから、だから再承認をしていただきたいという答えをいただきたいと言っているわけです。全く答えになっていないではないですか。もう一度お願いします。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今、議員からの、議会運営委員会をよく話し合ったのかという件に関しましては、先ほども言いましたように、いただいた内容、委員とお話をしました。しましたよ、ちゃんと。内容の話をしました、ちゃんと。この意見書を取り上げていいのかという話をしました。それで、そのときにこういう意見もあるということで、松村委員のほうから、わかりづらいであろうから、説明会を開いて皆さんで話を聞いたほうがいいのではないかとのお話になったのです。

それと、2つ目の、条件は何かと。私のほうでは、これを何したからこれが認められるというお話は聞いておりません。あくまでも認めていただきたいという意見書ということだと私は思っております。それと、何を条件としたらというのかというと、先ほども言いましたが、一番は、二度と同じような事故を起こさないようにということを徹底して行うというのが一番の条件ではないかと思っております。私はその報告は書類の中に入っていますので、それを全てクリアをして提出しているものだと思っておりますので、条件とは何かと言われたら、事故が二度と起きないようにする対応だと思っております。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 出されたこの意見書について一生懸命議論したのだと。そんな話は当たり前なのです。そんなの言われなくてもわかっています。私が言っているのは、一緒に参考資料として送付をされてきたこの監査報告書、これも皆さんにお配りをして、これをしっかりと読み取った中で審議をしたのかという話を聞いているのです。全くやっていないではないですか。配ったのですか、配っていないでしょうか。この意見書1枚でやったのでしょうか。違います。意見書の取り扱いについて審議をした、当たり前です。付託をされているのですから、そんなことは。その意見書を出していただきたい、それがためにこういう参考資料を送りますとって、わざわざ一緒に監査報告書もつけられてきているわけです。ちゃんと意見書のこの裏面に書いてありますから、参考資料として送付をしましたと。当然来ているわけです。だから、当然これも議会運営委員会の中でみんな読んで、こういう監査報告を受けているのだということを頭に入れて、それからきちんとした審議をして答えを出すと。当たり前のことをまずちっともやっていないではないですか。やったのですか。審議をしました。きちんとした参考資料をもとに読み取って、理解をした上で答えを出しているのですね、全く違うでしょう。やっていないでしょう。やっているのですか。やっていませんよ。

そして、再承認を受ける条件、当然いろいろあります。具体的な改革案は一切示されていません。取り組んでいますという話が出ているだけです。

それと、私が一番危惧するのは、取り消されたのが平成27年5月31日、そして再承認の申請を群馬大学病院が出したのがことしの5月31日、ちょうど丸3年です。丸3年たったからもう再承認を認めていただきたい、きっとそういうことでしょう。群馬大学病院がやったことは。そして、この新聞の切り抜きがいっぱい、この間県の医務課の課長が持ってきてくれた参考資料の中に出ていまずけれども、群大9遺族との合意、俗に言う和解です。和解が成立したのがことしの8月10日、よろしいですか。再承認を求める要望書を出したのがことしの5月31日、和解なんかまだできていないのです。その時点で再承認のまず申請を出すことが、私は早まっていることだと思っています。当然和解の成立を待って、それから出すべきものなのです、本来は。それを和解がまだ成立していないのに先走って要望書を出した。どこがどこ宛てに要望書を出したのですか。

それと、私は何度も言いますが、群馬大学病院が再承認を早期に受けてもらえるということについて、何ら異議を申し立てるつもりもありませんし、そうなってほしいという気持ちは重々持っております。それはもう皆さん一緒だと思っています。ただし、そういうことに関して、果たしてこういう意見書で政治的な圧力をかけるようなまねをするのがいいのか悪いのか、私はこういった意見書を本来出すのであれば、群馬大学病院にこの意見書は出すべきものだというふうに考えています。群馬大学病院もう少ししっかりしてくださいよと、早く再承認を受けるような努力をさらにしていただかなければ地域として困りますというふうな意見書は、私は群馬大学病院に出すべ

きだと思っています。これを国のほうに一町議会が、私はこういった形で意見書を出すのは、筋が違うと思っています。過去何件か承認を取り消された医療機関あるわけですけれども、やはり再承認を受けるのに5年かかったり3年半かかったり、その案件によって期間はまちまちなのでしょう。だから、何年たてば再承認という明確な目安はないわけです。取り消しを受けた病院の努力次第で早くもなれば遅くもなる。再承認を受けるには、提出者も言ったように、二度とこういった事故が起きないように病院内の組織改革、それに医療チームの改善とかいろいろなことがあるわけでしょう。それを具体的に示さないとなかなかおかないのです。

再度お聞きをしますけれども、監査報告書、これを議会運営委員会の中で配って審議をしましたかきませんでしたか、これが1点。

それと、意見書を出すのに、提出者が責任を持って中身をしっかりと理解して読み込んだ上に出しているというふうに、私は到底思えません。特定機能病院、いろいろ要件があります、いろいろな要件というのは、特定機能病院に指定をされるがための要件なのです。再承認を受けるための要件なんてのはありません。最初に言われたようにいろいろあります。まず40床以上の、40と400ぐらいしっかりしていただかなくては困ります。少なくともこの特定機能病院の承認を得るということは、群馬県の中で一番設備を整えた高度の医療技術の提供ができる病院だという国からのお墨つきだということです。これだけは肝に銘じていただきたい。ということは、しっかりとした改革がなされないでその承認を受けられれば、反対に住民が迷惑します。したがって、しっかりとした再承認を受けるだけの群馬大学病院は資格があるのかないのか、これを目安にいただかなくては困るわけです。だから、第三者調査委員会だの病院の改革委員会だの監査報告書だの、何も我々の目には届いていませんし、説明も受けていません。だから、私が医務課に言いました。きちんとそういう見識の高い第三者調査委員会の皆さんや病院の改革委員会の皆さんや、実際に監査をした委員の皆さんに意見書を出してもらったらいかがでしょうかというお話もしました。私はそのとおりだと思っています。だから、この素人集団で中身の全くわからない我々が軽々に判断すべきではないというふうに思っています。その辺をまとめてお答えをいただきたいと思います。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 再三同じような答弁になって申しわけないのですが、議会運営委員会の中で出された書類、それに関して話し合いをいたしました。監査報告書、後からいろいろなものをいただきましたが、そのときに監査報告書を全員に配ってということは、そのときはないです。ただ、最初に意見書ということであって、その話の内容を皆さんで話し合ったのはそのとおりです。しっかりと話をしました。

それと、その後の群馬大学病院が、簡単に言うと特定機能病院に向いているのか、合格点があるのかというようなお話だったので、私がこの書類を見た限り、合格点だと思っています。

○小島幸典議長 田部井健二議員、質問者は端的に質問をしてください。

○12番 田部井健二議員 わかっていますので、まとめますから。

提出者が合格点、あなたの何をもってこれが合格点というふうなことが言えるのか、私は非常に疑問であります。一議員が、医療のイの字もわからない我々が、この資料2枚を見て、ああこれは合格点、そんな判断を軽々にするものではないと私は思っています。

そして、提出者、ご自身のことだから、当然わかっていると思いますけれども、あなたは今議会運営委員会の委員長という形で提出者になっております。しかし、あなたは議会運営委員会の委員長としては、ご承知のとおり呂楽町議会で不信任が可決をされたままになっています。その後、委員長の解任要求も出て、これも可決をされています。そして、ことしの5月に開かれた議会運営委員会、あなたのまさに身内の委員会の中であなたの役職について採決がされて、やはりその中で委員長の不信任が可決をされています。そういった立場だからこそしっかりとした意見書を出していただかなくては困るのです。信任をされていない委員長だからということで、ろくな審議もしない。言ったではないですか、提出をされた書類だけを見て審議をしたのだと。何をそんな話をしているのですか。

○小島幸典議長 質問は端的にお願いします。

○12番 田部井健二議員 質問ではないです。もうまとめているのです。

○小島幸典議長 では、まとめですね。お願いします。

○12番 田部井健二議員 よろしいですか。実際に送られてきた資料は提出をしてもらって、委員長なので、そして全て読み込んで、皆さんで理解して、それで意見書を提出をするかしないか、そういった判断をしてもらいたいという話を私はしているのです。出されたことについて審議をしました、そんないいかげんな話はしていただきたくない。私は、この意見書を出すのは時期尚早というふうに思っています。もう少し皆さんで、仮に出すのであれば、もう少ししっかりと、どうしてこういうことが起きたのか、どういう改善がなされたのか、一日も早く承認をされるには何が必要なのか、そういったこともわかった上で私は意見書というのは出すべきだというふうに思っています。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私のほうからは、基本的なことをお伺いをしたいと思うのですが、この意見書が議決をされれば、ここに書いてあるとおり、衆議院議長、それから参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官に対しこの意見書を送るというふうになっています。この5名の方々にこの意見書を送付するのでしょうかけれども、その後この5名それぞれの方は、この意見書をどういった処理をされるのでしょうか。これは、もちろん提出する側は、国のほうに行ってからどんな処理をされるのかということは、当然把握した上で私は提出するべきだと思っているので、中

身に入る前に、まずそこを確認したいと思います。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 今、議員の質問ですが、どういったということは、私は存じておりません。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 それでは論外になってしまうのです。提出者ですから、当然その意見書が提出された後、国のほうでどういった処理がされて、自分たちが出した意見書はどういったところで反映されていくのか、そういったことは、当然わかった上でこういう意見書は提出するものと私は理解をいたしております。中身にこれでは入れないので、議会運営委員会の中でそういったことも議論されていないということが今証明されましたので、ぜひ議会運営委員会のほうでも、今後こういった意見書を提出する際には、提出先である各省庁はどういった処理を行うのかぐらいは、これ最低限基本的なことですから、そのぐらいのことは、しっかり把握した上で意見書を提出していただきたい。そうしないと提出者としての責任が果たせないということになります。加えて、議会運営委員会の責任もきちんとでございます。その辺は基本中の基本ですので、しっかり理解をした上で私は提出をしていただきたいと思いますと思っていますけれども、委員長とするとどんなお考えなのですか。

○小島幸典議長 黒田重利議員。

○1番 黒田重利議員 大変申しわけございませんでした。次回同じようなことがないように気をつけたいと思います。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 過日同じようなことがありました。議会運営委員会の委員長が提出者になって提出した議案に対して私が質疑を行ったところ、回答ができなかったと。今回は大丈夫なのでしょうねということで、全員協議会のほうで私は念を押ささせていただきました。それにもかかわらずこういった結果になっているというのは、やはり自分自身も議会運営委員会の委員長という立場に加えて、提出者という立場から、どんな責任があるのだろうかということを、ただ単に反省するだけではなくて顧みていただきたい、このように要望して終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 発議第2号につきまして反対の立場から討論させていただきます。

先ほど質疑の中で、皆さんもご承知かと思うのですがけれども、私も中身に入って議論をしたかっ

たのですが、そもそも国のほうに提出する意見書がどういった扱いを受けるのかということもわからない状況の中で提出するという事は、これは無責任きわまりない。加えて、議会運営委員会の中でしっかりその辺も理解した上でやはり提出してくるべき案件かと私は思います。今後このようなことがないようにということでおさめましたが、実際のところこれが2度目であります。しっかり議会運営委員会の中でもこの件に関しては議論を尽くしていただく。そして、今後こういうことがないように再発防止に努めていただく。そういったことをお願いをするわけでございますけれども、先ほど申し上げましたが、意見書の内容に入るまでもなく、その意見書がどこに行くかわからない状況の中で提出することは、私は無責任きわまりない、そういった認識でありますので、本件に対しまして反対とさせていただきます。

以上。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 私は賛成討論をさせていただきます。

群馬大学病院が今まで犯してきた失敗をさせないためしないため、内部の報道、監査委員会とかいうのをつくって一生懸命やりますと、こういうことを言っています。それをみんなの前で説明をして、それをみんながどういうふうなところまでとかというのに関しては、それぞれの意見があると思います。私は、こういうことで、県を通してでも皆さんに理解いただくために、みんなまとめました。3年間かかってまとめましたということに関しては、立派な努力はされていると思います。それに対して、こんな努力では足りないのだというのだったら、これは別です。それこそ我々は素人であってわからないのですから、これだけ出てきたら、これに対して、一生懸命やっていますねと、医療技術を上げるために頑張っているのですね、期待しています。それをもって我々は賛成しているというふうに理解してもらえばいいと思います。議会運営委員会のほうで討議をしたかしないか、それに関して、見たか見ないかということもありますけれども、見なくて見ても、それに関して自信を持って、こういう対応までしているのだから私は理解していますということであれば、私はそれでいいと思います。それが議会だと思います。私の意見はそういうことで、この件に関しましては、賛成とさせていただきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

瀬山登議員。

〔3番 瀬山 登議員登壇〕

○3番 瀬山 登議員 発議第2号の群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求めることについて、私は賛成討論をいたします。

まず、群馬大学病院が今制裁を受けていて、高度医療技術を上げるためにどうしても費用がかかる。国から3億円の助成も受けられない。それによって群馬県は相当な高度医療が低下してしまう、マイナスだと思っています。我々一町会議員がこれをやったから承認が早まる、そういうことはあるかないかわかりませんが、やはり一県民として、少しでも早く承認を受けて群馬大学病院が正常な、本当に高度医療のどんどん進む医療機関になってほしいものですから、私はこの承認事項に賛成して、邑楽町として議会でまとめていただきたいと思いますと思っています。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 議員派遣の件について

○小島幸典議長 日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

---

#### ◎日程第3 閉会中の継続調査について

○小島幸典議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

---

◎町長の挨拶

○小島幸典議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 平成30年第3回邑楽町議会定例会閉会に当たり、一言御礼の言葉を申し上げます。

本定例会において提案をいたしました全議案について原案どおり可決、平成29年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算認定について、全て認定をいただきありがとうございました。

また、議員各位には、おうら祭りをはじめ、9月1日、2日に行われました中央公民館開館記念式典にご出席をいただきましてありがとうございました。町制施行50周年記念事業にふさわしい事業として実施することができました。特に邑の森ホールで行われたオープニングイベントでは、2日間とも満席となり、町民の皆さんの中央公民館に寄せる期待を強く感じました。これからも町民の生涯学習活動の充実と、文化と教育活動の拠点として大いに活用いただきたいと思います。

また、本定例会の期間中では、台風21号の上陸、北海道の地震の発生など大きな被害がありました。被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

邑楽町においても、8月25日雷雨による突風により、樹木の倒木や瓦が飛散する被害がありました。町として、発生する気象災害、自然災害に対し、地域防災計画に基づく迅速な対応、また各行政区においての自主防災計画による防災訓練などを通じ、安全で安心なまちづくりのために今後とも努めてまいりたいと思っております。

各議員各位におかれましては、今後ともご指導とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。大変お世話になりありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○小島幸典議長 以上で平成30年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

〔午前11時01分 閉会〕